

療養証明書 よくあるお問い合わせ

Q My HER-SYS(マイハーシス)とは何か。

A My HER-SYS とは、陽性者ご本人等がスマートフォンやパソコン等で自身や家族の健康状態を入力できる健康管理機能です。

Q My HER-SYS による療養証明書の表示方法を教えてください。

A 厚生労働省のホームページもしくは My HER-SYS 等の使い方に関する一般専用問合せ窓口へお問い合わせください。

電話番号 03-6885-7284 / 03-6812-7818

受付時間 月曜日から金曜日(祝日を除く) 9時30分から18時15分まで

Q My HER-SYS 通知を受取っていないが、療養証明書の発行はできるか。

A My HER-SYS による健康観察を行っていない方についてはご利用ができません。名古屋市において療養証明書の発行を行いますのでご申請ください。

Q My HER-SYS 通知は受取ったが利用はしていない場合、療養証明書の表示をさせることはできるか。

A 届いている通知から My HER-SYS 登録をしていただくことで表示が可能になります。登録については、厚生労働省のホームページもしくは My HER-SYS 等の使い方に関する一般専用問合せ窓口へお問い合わせください。

Q My HER-SYS を利用していたが、通知を再送してほしい。

A お手数ですが、健康管理を行った管轄の保健センターへご相談ください。

Q My HER-SYS で療養証明書は過去のものでも表示は可能か。

A My HER-SYS の登録を行った方であれば、過去のものでも表示は可能です。

Q My HER-SYS で療養証明書に療養終了日が記載されていないが、保険会社の医療保険等の請求に利用できるか。

A 生命保険協会及び日本損害保険協会では、宿泊療養又は自宅療養期間が、厚生労働省の療養解除期間に準じた期間(例:無症状であれば 7 日間、有症状であれば 10 日間)の範囲内であれば、宿泊療養又は自宅療養の開始日の証明に基づき支払いを行い、宿泊療養又は自宅療養の終了日の証明は求めないような取り扱いを行っています。

療養期間が 10 日を超える場合は、名古屋市において療養証明書の発行を行いますのでご申請ください。

Q 療養期間が終わる前に申請してもいいですか。

A 申請しても大丈夫です。ただし、証明書には療養期間の終了日が記載されますので、療養期間終了後に発行事務を開始することになります。

Q 申請してから証明書が届くまでどれくらい時間がかかりますか。

A 多くの方に申請をいただいている状況ですので、申請をいただいてから発送までに1か月程度お時間をいただいております。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどお願いします。

なお、証明書は、療養が終了してからの発行となりますので、療養終了前に申請いただいた場合、療養終了後、1か月程度を目安としてください。

Q 証明書に記載される項目はなんですか。

A ①氏名②生年月日③コロナと診断された日④療養期間の終了日の4つが記載されます。

Q 子の代理で申請してもよいですか。

A 同一世帯の親御さんがお子様の代わりに申請いただいても大丈夫です。委任状も不要です。

ただし、送付先は原則証明が必要な人の住民票登録地か、本人確認書類に記載されている住所に限ります。

Q 電子申請が使用できない場合はどうすればよいですか。

A 郵送でも申請いただけます。申請書の用紙は、ホームページからダウンロードしていただくことができます。

申請書の郵送が必要な場合は、こちらからお送りしますので①氏名②住所③生年月日④連絡先を下記のメールアドレスに送信してください。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策室 療養証明書発行担当

ryouyoushoumei@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

Q 電話やメールで申請はできないですか。

A 電子申請か郵送での受付とさせていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどお願いいたします。

Q 本人確認書類として〇〇でもいいですか。

A こちらのサイトを参考にしてください。

<https://faq.city.nagoya.jp/faq/detail.aspx?id=2282>

Q 子どもの本人確認書類はなにが使用できますか。

A マイナンバーカードの写しであれば一枚で大丈夫です。また、健康保険証と子ども医療証の写しの2点や住民票の写しでも構いません。

それ以外の本人確認書類については、下記メールアドレスにお問合せください。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策室 療養証明書発行担当

ryouyoushoumei@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

Q 証明書の送付先を指定の住所にできますか。

A 証明書の送付先は原則、申請者の住民票登録地か、本人確認書類に記載されている住所です。

電子申請ではそれ以外の送付先を入力する項目がありますが、特別な事情がある場合に限ります。

Q 証明書は2部発行できますか。

A 1人1枚でお願いします。

勤め先と保険会社に提出するため2部必要という理由であれば、どちらかが写しでよいか確認いただけたらと存じます。どうしても原本が必要ということでしたら、たとえば原本とコピーを提出し相手に原本照合をしてもらったうえ、原本だけ返却いただくなどの対応もご検討ください。

Q 自分と子ども2人分の申請を同時にできますか。

A 電子申請では1人ずつ申請いただく必要があります。お1人分を申請いただいた後、再度はじめからもう1人の分を申請してください。同じメールアドレスでも構いません。

Q 療養証明書を紛失してしまったのですが、再発行はできますか？

A お手数ですが、再度ご申請いただきますようお願いいたします。

Q 問い合わせ先はどちらですか。

A 療養証明書の制度のことについて

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策室 療養証明書発行担当

電子メールアドレス: ryouyoushoumei@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp